

議案第 12 号

君津市工場立地法準則条例の一部を改正する条例の制定について

君津市工場立地法準則条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号）による工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市工場立地法準則条例（平成 24 年君津市条例第 31 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市工場立地法準則条例の一部を改正する条例

君津市工場立地法準則条例（平成24年君津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

君津市工場立地法準則条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。) <u>第4条の2第1項</u>の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則(以下「市準則」という。)を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。) <u>第4条の2第2項</u>の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則(以下「市準則」という。)を定めるものとする。</p>